

郡、西は河内国北河内郡に接している。この東西に長い綴喜郡を南北に分断して木津川が流れ、その兩岸に平野がひらけている。そこで、木津川の東岸の平野の綴喜郡の部分が、管木乃原だということになる。現在で言えば、京都府綴喜郡井手町の玉水地区及び多賀地区がそれである。

木津川の東岸のコースはそのまま延長すると巨椋池にあたってしまふ。そこで、その手前で右（東）折して鷲坂（久世郡城陽町久世、万葉集巻九、一六八七、一六九四、一七〇七）を越えて、宇治へ出て、宇治川をわたる。渡河点は今の宇治橋である。道は池の周に沿って、阿後尼原（今の黄檗付近と推定）、木幡山（宇治市東宇治大字木幡）を経て、山科川のほとりの石田之社（京都市伏見区石田町巻九、一七三一。巻十二、二八五六。巻十三、三二三六。）へ出る。山科川沿いに北へ、相坂山にむかうことになる。

それ故、東岸のコースをとると、宇治を通過せねばならぬ。換言すれば三二三六に「干遅乃渡」を通るとあるのは東側のコースをとった、と考えねばならぬことになる。

「管木之原」を通説の如く、木津川の西岸と考えると「干遅乃渡」を通過することが、理解出来ない。

西側のコースを考えてみる。既に掲げた様に、「万葉山代志考」に続紀、和銅四年の条を引いて「此原（三山木）に旧き往還の通じぬたるは現在と大差なき事」を述べておられる。この西側のコースを通過して地名を詠みこんだ都合のよい作は万葉集には無い。作が無いとは作が無いだけのことであって、コースが無いことは意味しない。

この西側のコースを示す作は、古今集巻四二二七

僧正遍照がもとに、奈良へまかりけるとき、男山にて女郎

花を見てよめる 布留今道

女郎花 憂しと見つつぞ ゆきすぐる 男山にし 立てりと思

へば

平安京から奈良へ行くのに、男山を通るといふことは、朱雀門から南

下、巨椋池の北岸を西へまわって「淀の渡り」をして、男山の東麓に沿って南下するとき木津川の西のコースをとることになる。

逆に言うと、木津川西岸を、管木之原（三山木）を通過して北へ行くと、そのまま延長すれば、やはり巨椋池にあたってしまふ。道は、木津川から、やや西の方向にそれて男山の東麓を通り、淀で淀川をわたらねばならないのである。文学作品でこの例は、枕草子、一一〇段の

四月のつごもがたに、初瀬にまうでて淀の渡りといふものをせしかば、舟の車をかきすゑて行くに、菖蒲、菰などの末の短く見えしを取らせたれば、いと長かりけり。云々
と言うのがそれである。

以上、西まわりのコースについて述べた。ここで、管木之原にもどって考えてみる。即ち、通説の如く、管木之原を三山木と理解すれば、言うまでもなく、木津川の西のコースをとることになる。しかるに、三二三六では管木之原の次が「血速旧 干遅乃渡」になる。これは事実上不可能である。管木乃原が三山木ならば、淀の渡りをするようになる。

それ故、管木乃原は東のコースの上にもとめられねばならない。

綴木の原を、三山木に求めることは、初めに述べた様に、単語の解としてはまことに好都合な解釈である。それは好都合というばかりで、万葉集の事実には合わない。言いかえれば、単語の理解であって万葉集の理解ではない。

管木乃原は「綴喜郡の原」という程度のゆるい解釈をほどこさねばならない。綴喜郡は横に長く、山城国を横断して東は近江国甲賀

崎

右二首。但此短歌者或書云、穗積相臣老配於佐渡之時作歌者也。

左注をそのままに受けとるべきか否か、は議論があるが、万葉集の偏算者は、大和―佐渡の行路として疑問がないと考えていることだけは事実であろう。

各作品、それぞれ、点綴する地名に出入があることも事実である。三二三七の場合、「或本曰」となっているが、これを三二三六の異伝と考えるべきか、別の歌がまぎれたものかどうか、異論がある所であるが、ただ今の問題としては、万葉集編算者が三二三七を三二三六の異伝と考へても、その内容に矛盾がないと判断していること、具体的に言えば両歌の地名に出入りがあるが、大和近江の交通路としては両歌同一のコースを詠んでいると判断していることが重要なのである。

さて、これら例は、皆、同じ道筋をとっているから、点綴された地名を拾い集めると、道筋がはっきりする。

寧楽山―泉河―管木之原―宇治の渡り―阿後尼の原―

―山科の石田の杜―相坂山―淡海の海

となる。ただ今問題にしている「管木之原」は木津川の左岸(西)であることを念頭にしながらこのルートを検討してみよう。

肝要なことは、奈良山を越えてからこのルートが、木津川の左岸(西)か右岸(東)かどちらかを通っているか、ということである。

東をとるにせよ、西をとるにせよ、奈良山は越えねばならぬ。その奈良山を越えて、東のコースなら、木津(相楽郡木津町)で木津川(泉川)を渡ることになる。西のコースなら、西の方へ木津川の

屈曲点に沿って西に迂回し北上するから、木津川(泉川)をわたる必要はない。それ故、掲出した用例では東のコースをとっていることになる。

しかし、問題にしている「管木之原」を含む三二三六は泉川を渡ったことを記していない。だから、泉川渡河の事実の有無を根拠にして、東のコースをとったと論じることが出来ないかと反論されるかもしれない。

ここで、当時の公務の往来(配流も公務である)に勝手な道を撰ぶことは出来ない筈だから、全て同一のコースにちがいないと言い切ってしまうと、それまでのことである。しかし、三二三六が特例ではないか、などと言われ兼ねない。

そこで、なお具体例を検討しよう。どの作にも欠落していないのは管木之原の次の宇治の渡りである。

宇治を通過するということは、巨椋池(万葉集巻九、一六九九「巨椋入江」である。)の東側を迂回するということである。木津川は、木津からほとんど真北に向って流れ、綴喜郡を横断すると久世郡に入り間もなく巨椋池に注ぐことになる。

巨椋池は山城盆地の中央にあり、琵琶湖から流れてくる宇治川、北からの賀茂川、桂川、南からの木津川が全部ここに流入し、自然の遊水池となっていた。現在の淀町付近で流出し、淀川となって大阪湾にそそぐ。昭和初年に干拓が開始され、数年にしてこの湖は全く姿を消してしまった。万葉集時代は、北は伏見城山の南麓、南は宇治市伊勢田付近まで、東は宇治市の宇治橋のやや下流まで、西は淀(京都市伏見区)まで、ひろがっていたと考えられる。

この大きな湖を念頭にしないと、この付近の歌枕は理解出来ない。

化程度も相当に進みたりきと思はるる此地に宮を営み給ひた
らむ事は、今の状態より推測しても、殆んど疑問の余地無しと
すべければなり。依て云ふ、筒城岡の南に宮を営み給ひきと云
ふ其岡及宮は、山城川を東にして周田に明るき平野を控へ、南
は奈良山連丘を越えて葛城の雄峰を遠く眺め得る絶景の地、即
其地形并所在古墳の年代を重んじて飯岡を先づ考慮に入れざる
べからずと（再云ふ、此岡よりは南方奈良山越しに、特に皇后
の恋ひましし御郷里なる葛木山を朝夕に眺め得るの事実を特に
強調せむとす。猶飯岡七井戸なる跡残る、井水の生命の長短は
知らざるも此小丘に豊富なる清水存せし事実より推せば、宮居
を営むの主要条件を具へたるものと見ざるべからず、備忘とす）。

委曲が尽されている。飯岡について補足すると、その考古学的な事
象についての詳細は、「京都府史蹟勝地調査会報告、飯ノ岡ノ古墳」
にある。木津川の左岸に接して、南山城の平野に独立して位置する
景観は非常に特色のあるもので、綴喜郡内に、特に「岡」と名付け
得べきものがあるとすれば、飯岡の他に求めることが出来まいとさ
え思われる。飯山は「咋山」の名で巻九、一七〇八にも見え、歌枕
にもなった。

以上の諸説、「管木原」の所在、換言すれば、その三山木への比
定は、その場所が、「綴喜郡綴喜郷だからであり、その至近の範囲
に、磐媛皇后の宮殿があったこと、継体天皇の皇居があったこと、
の要素が重なって、最有力の候補地だ、ということ以上の積極的な
議論にはなっていない。勿論「原」が相当程度のひろがりがある名
称であるとするれば、右の結論でよいのかもしれない。

しかし、それらは「管城の原」なる単語の説明として、まことに
都合のよいものだ、と云うことである。万葉集の場合はどうである
か、ということの議論にはなっていない。

もとにもどって、最初に掲げた万葉集の歌にもどってみる。

三二三六を読んでみると、それが、大和国を出発して近江にいたる
旅程を道すがらの地名を点綴して詠んだものであることは明らかで
ある。

管木之原の前と後は、寧楽山、管木原、宇治渡となつてゐる。

この道筋は、あり得る道筋であろうか。集内の例で考えてみる。

柿本朝臣人麻呂從近江国上来時至宇治河辺作歌一首

もののふの やそ宇治川の 網代木に いさよふ浪の ゆくへ
知らずも（巻三二六四）

これで、近江―大和の間の順路は、宇治を通つてゐることがわか
る、この近江―大和、大和―近江を詠んだ作は他にも多い。巻
十三、三二四〇に

大君の 命恐み 見れど飽かぬ 奈良山越えて 真木積む 泉
の河の速き瀬を 竿さし渡り ちはやなる 宇治の渡りの た
きつ瀬を 見つつ渡りて 近江道の 相坂山に 手向して 吾
が越えゆけば ささなみの 志賀の韓崎 幸くあらば 又かへ
りみむ 道の隈 八十隈毎に 歎きつつ 吾が過ぎ行けば い
や遠に 里離り来ぬ いや高に 山も越え来ぬ 剣大刀 翰ゆ
抜き出でて 伊香胡山 如何に吾がせむ 行方知らずて

反歌

天地を歎き乞ひ禱み 幸くあらば またかへりみむ 志賀の韓

を含め三山木村あたりとすればナラヤマは歌姫であらうが確定的なことは分らない。

諸注、その大綱はほぼ一致すると考えてよい。それらは、吉田東伍「大日本地名辞書」より来たものと考えられる。

筒城^{ツツキ} 今普賢寺村^{ミヤマキ}三山木村の辺を云ふ、仁徳皇后継体天皇の遺跡にして綴喜の郡名之に因る。三山木村は古の山を郷にして万葉集によめる「青によし奈良山越て山代の管木原」は此地なるべし。

という。
これらは、全て同一の史料により、具体的な地点を指示する場合の解釈に多少のニュアンスの差がある様である。地名理解として最も詳細で委曲をつくしているのは、奥野健治氏「万葉山代志考」である。この書の見解を見てみよう。

。つづきのはら（管木之原）

綴喜の原。和名抄「綴喜^豆岐」郡「綴喜」郷あり。古事記、開化

天皇殷に「大筒木垂根王・山代之大筒木真若王」、統紀、称徳

天皇天平神護元年「絞益女於綴喜郡松井村」、又三代実録、清

和天皇貞観十二年「綴喜郡山本郷山頽裂陷」等も見ゆ。郡内中

央を山城川（筆者注、木津川のこと）北上して両岸に平野を控

ふ。管木之原とは即其西岸、綴喜郡に属する平地南端部の称に

して、飯岡を中心とする今の三山木村、草内村田辺町一帯の方

域に当るべし。……此原に旧き往還の通じゐたるは現代と大

差なき事、統紀、元明天皇和銅四年の条に「春正月丁未、始置

郡亭駅、山背国相楽郡岡田駅、綴喜郡山本駅。」と見ゆる一事

によりても知らる（山本は三山木村にして其名称は飯岡の麓に

在りしに因る）。猶、郷名同唱考は「山などのうちつらなれる由」かと云ひ、万葉集論究は相楽の「続き」の義に取らるるが如し。

続いて、古事記仁徳天皇の条、日本書記仁徳天皇、卅年秋九日の条を抄出しておられるが今は略す。前掲の諸説と、一寸異なる所は、交通路について注意しておられることである。

同（書記）継体天皇 五年冬十月、遷都山皆筒城。

筒城宮、筒城岡。筒城宮は磐之姫皇后の宮及継体天皇の皇居の称にして、二宮もとより同一宮地なりし筈は無けれ共、多くの説はなべて普賢寺村（綴喜郡）を充つるが如し。此処に於ては、便宜上主として磐之姫皇后の宮地に就て考察せむとす。案ふに此宮は古の綴喜郡の地に在りし事は直に知り得れど、果して、其郡の内の何処に在りしやは明かならず。……吾人は、何れにしても、両宮地を山地よりも寧、広谿、明媚なる平野に接する地域に求むるを至当なりとする者にして、此意味に於て、或は磐之姫皇后の宮址は、旧地誌類に範を採り現存地名に頼らば三山木村の宮口、宮津方面とし（実は之等の地名も神社関係のものなるべし）、地形及同時代の遺跡、遺物に頼る時は管木之原中に孤立する飯岡に求むるも何等強辨ならずと主張せむとする者なり。即、書紀に筒城岡とある岡を飯岡（咋山、同項参照）の旧称ならむとさへ見るなり。丘中に同時代の古墳数基あり、其等を以て皇后を守護し奉りし侍臣達を葬りたるものかと見得る点の如何は暫く措くも、皇后が奈良山より引返し来まして、水陸の便に最も近く、而して恐らくは交通の要衝に当りたる結果（後世附近に山本駅を置かれたる由は既に云へり）、文

万葉「綴喜の原」考

奥村恒哉

万葉集卷十三に「管木之原」なる地名が出る。万葉集を通じて一例であるが、関連する所が多いので、「管木之原」を含む一群を掲出しようと思う。本文は沢瀉久孝先生「万葉集注釈」による。

そらみつ 大和の国 青丹よし 奈良山越えて 山代之 管木
之原 千速旧 于遅乃渡 滝つ屋の 阿後尼の原を 千歳に
缺くる事無く 万世に あり通はむと 山科之 石田之社之
皇神に 幣取り向けて 吾は越え行く 相坂山を (三二二六)

或本歌日

青丹よし 奈良山過ぎて もののふの 宇治川渡り をとめら
に 相坂山に 手向草 帛取り置きて 我妹子に あふみの海
の 沖つ浪 来寄る浜辺を くれくれと 独ぞ我が来る 妹が
目を欲り (三二二七)

反歌

相坂を 打出でて見れば 近江の海 白木棉花に 浪立ち渡る
(三二二八)

右、卷十三にある。この「管木之原」(現行及び和名抄の郡名は、「綴喜」と記す。)の所在について、諸説殆んど定まっている如くに見える。しかし、考えねばならぬ余地がある。

現在の代表的な註釈から見てもようと思う。

。「万葉集注釈」

綴喜の原……「綴喜」は和名抄(六)山城国綴喜郡「綴喜木」
とある。綴喜郡は相楽郡と久世郡の間で、木津川の東西に亘

つてゐるが、ここに綴喜の原といふのは川の西、田辺町三山木
附近であらう。奈良電(現在の近畿日本鉄道京都線)三山木駅
の西に筒城の宮の址がある。

とされる。

。「万葉集事典」(有精堂)に、

つつきはら 管木之原 仁徳三〇年九月紀「更還山背、興宮
室於筒城岡南、而居之。」。和名抄「山城国綴喜郡綴喜」。京
都府綴喜郡田辺町付近の野。

。「万葉の旅」(犬養孝博士)

管木の原 綴喜郡の原。同郡田辺町東南一帯の平野をいうもの
であろう。

。岩波古典大系「万葉集」

管木の原……山城国(京都府)綴喜郡の原。和名抄の綴喜郷は
今の田辺町の南部。

。万葉集私注

ツツキノハラ ツツキは郡名にも郷名にも呼ばれ、古事記仁徳
紀に磐媛皇后が此の地に入られたことを伝えて居る。郡は木津
川兩岸に互つて居る。此のツツキノハラを綴喜郡の地としそれ